

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【訪問介護相当サービス】

これらの要件は、令和6年4月現在のものであり、今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容を見直す場合がありますのであらかじめご了承ください。

※1 届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から算定が可能です。（消印有効）

16日以降になされた場合は翌々月からの算定になります。

※2 加算を取り下げの場合は速やかに広域福祉課に届け出てください。

加 算 ・ 減 算

項 目	必 要 書 類
高齢者虐待防止措置実施の有 無	☆減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	☆該当する場合は届出が必要です。また、該当から非該当になった場合も届出が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））	☆該当する場合は届出が必要です。また、該当から非該当になった場合も届出が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	☆該当する場合は届出が必要です。また、該当から非該当になった場合も届出が必要です。 ☆毎年度2回の判定が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10）又はこれに準じた計算書等
口腔連携強化加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11） ⑤歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類（委託契約書・覚書等）
介護職員等処遇改善加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書一式